

# 船舶事故調査報告書

平成28年4月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

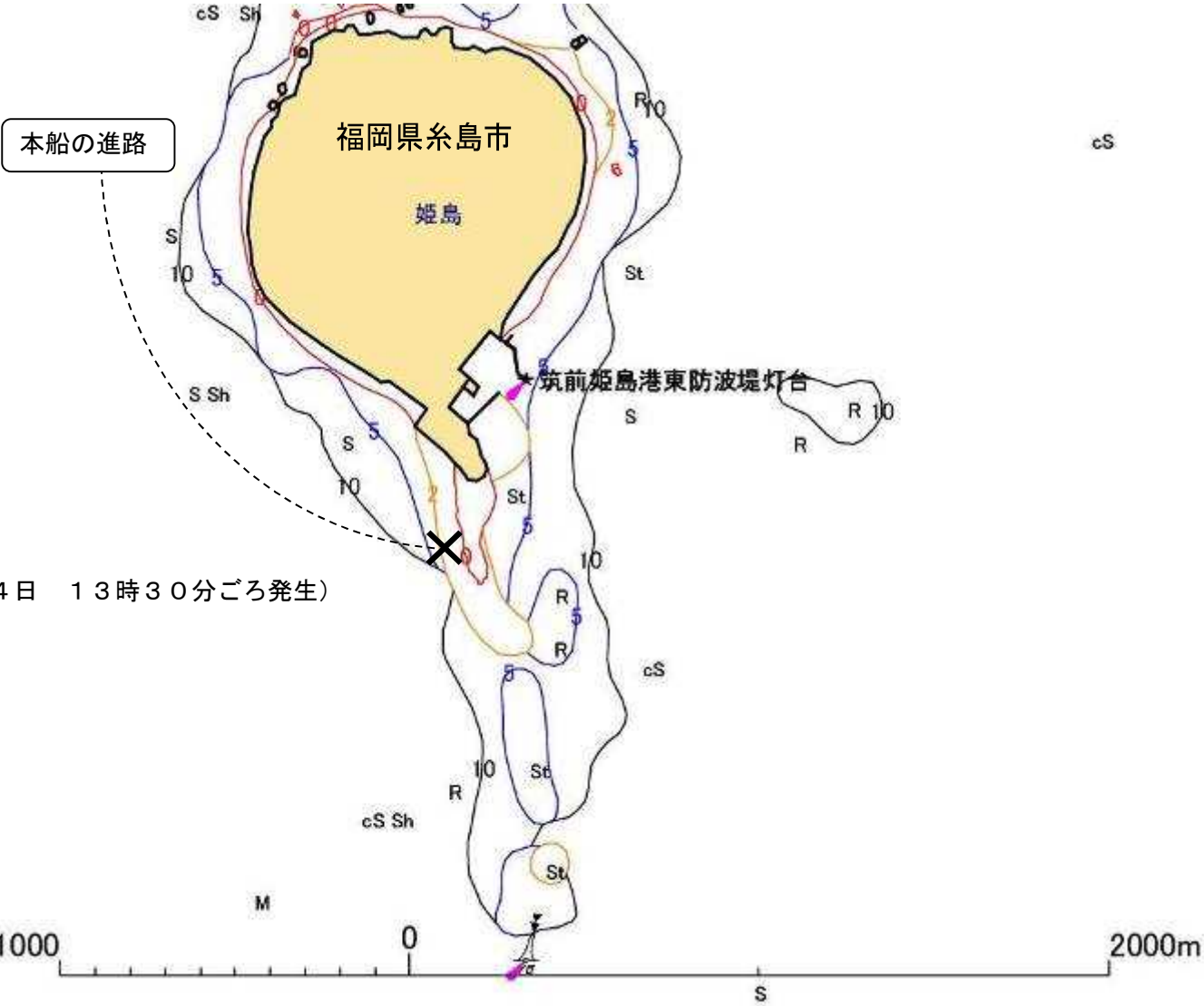
委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年5月4日 13時30分ごろ
発生場所	福岡県糸島市姫島漁港南方沖 筑前姫島港東防波堤灯台から真方位205°550m付近 (概位 北緯33°33.7' 東経130°03.0')
事故の概要	ヨットSea Dogは、南東進中、浅瀬に乗り揚げた。 Sea Dogは、バラストキール等に破損を生じた。
事故調査の経過	平成27年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ヨット Sea Dog、5トン未満 253-2107福岡、個人所有 9.66m(Lr)×3.34m×1.67m、FRP ディーゼル機関、11.80kW、昭和54年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年6月25日 免許証交付日 平成25年11月14日 (平成31年6月27日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	バラストキール及び舵板の各下端に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約0.6m(唐津)
事故の経過	本船は、船長及び友人1人が乗り組み、船長が、船首部の甲板で見張りにつき、友人を船尾甲板で操舵に当たらせ、糸島市姫島南方沖を姫島漁港に向けて帆走により南東進中、平成27年5月4日13時30分ごろ、姫島南端から南方に拡延する浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。 本船は、船長が、本事故の発生を海上保安庁に通報し、自力で離礁することが困難だったので、来援した水難救済会のボートにより引き

	<p>降ろされ、同ボートにえい航されて姫島漁港に入港した。</p> <p>本船は、船長が、姫島漁港で点検し、水漏れなどの異常がないことが確認されたので、5日、自力で航行して係留地に帰った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.6m、中央(海面からバラストキール下端まで)約2.1m、船尾約1.25mであった。</p> <p>海図W188(唐津湾)によれば、本件浅瀬は、姫島南端から南方に拡張する干出浜(岩)の周囲に存在し、水深約0.4~約1.8mであり、底質は石である。</p> <p>船長は、姫島漁港付近の電子海図を見た際、本件浅瀬が存在することを認めたが、その詳細な情報は知らなかった。</p> <p>船長は、姫島漁港への入港は初めてであり、本船より大型の漁船が本件浅瀬付近を航行しているのを見て通航できると思い航行した。</p> <p>船長は、本事故当時、キャビン内でGPSを接続したパソコンの電子海図を作動させていたが、船長と友人は共に電子海図を確認できる配置にいなかったため、正確な船位を確認できなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、姫島漁港南方沖を帆走により南東進中、船長が、本件浅瀬の詳細な情報を知らなかったことから、本件浅瀬に向けて航行して乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本船より大型の漁船が本件浅瀬付近を航行しているのを見たので、本船も通航できると思ったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、姫島漁港南方沖を帆走により南東進中、船長が、本件浅瀬の詳細な情報を知らなかったため、本件浅瀬に向けて航行して乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搭載した航海計器を有効に活用すること。</li> <li>・ 出航前に航行予定海域の水路調査を適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



事故発生場所  
(平成27年5月4日 13時30分ごろ発生)